

### 国立公文書館【内閣府】

国立公文書館の維持管理に当たり、現在、どのような民間委託等が図られているのか。また、今後、現在行われている民間委託等を拡大していく予定はあるのか。

国立公文書館の最近1年間の利用状況、独立行政法人における収支の内訳を示されたい。

8月3日の中間とりまとめの際の貴省からの意見として「諸外国では、国立公文書館は国の機関であり、国が直接整備・管理・運営を行っているところである。国立公文書館は、整備・管理・運営を民間が行うのにはなじまない公的施設……」とあるが、諸外国では、維持管理も含めてまったく民間委託を実施していないと考えていいのか。また、6月3日付け調査への回答においては、取り扱う者に厳格な守秘義務を課す必要があることから国が行う必要がある旨述べられているが、民間委託等の際に必要な措置を講ずることで足りるものであり、理由にはならないと考えるが、見解をお伺いしたい。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

### 万博記念公園【財務省】

8月3日の中間とりまとめの際の貴省からの意見として「公園の整備・運営に当たっては、機構が実施している業務は企画業務、発注業務及び契約業務などに限っており、それ以外の業務については民間委託を推進している。」とあるが、最近1年間の民間委託の実績(件数、金額、内容、受注企業の状況、選定方法)についてお伺いしたい。また、今後、現在行われている民間委託等を拡大していく予定はあるのか。

万博記念公園の最近1年間の利用状況、独立行政法人における収支の内訳を示されたい。

本協会が行っている事業を公園事業と基金事業にわけ、それぞれの収支の状況(5年程度)を示されたい。また公園事業については、コストの削減が政府の決定で定められているが、いかなる方策を講じていこうとしているのか明らかにされたい。その方策のひとつとして企画業務を含め包括的に民間に委託するとの考えはないのか。

8月3日の中間とりまとめの際の貴省からの意見として「……経営主体としての責任を伴わない指定管理者制度には馴染まないと考えられる。」とあるが、地方公共団体における指定管理者制度においも地方公共団体の長による指示、指定の取り消し、業務の停止命令を行うことが可能であり、国においても、民間企業との間に必要な措置を講ずることによって、管理の代行が可能と考えるが見解をお伺いしたい。

日本万国博覧会記念基金の管理・運用及び助成金の交付業務については、必要な措置(リスクヘッジ等)を講じ民間委託等を行うことが可能と考えるが、6月3日付け調査への回答においては、万博機構自らが実施すべき業務と位置付ける理由についてお伺いしたい。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はそ

の具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

### 港湾【国土交通省】

港湾の整備・管理に当たり、現在、どのような民間委託等が図られているのか。

港湾の整備・管理に当たり、民間委託等の実績並びに、PFI、指定管理者制度の実績及び代表的な事例（実績がない場合はその理由）についてお伺いしたい。

港湾の整備・管理に当たり、民間委託等ができない部分は具体的にどのような部分か示されたい。その上で、民間委託等ができない部分について、何故できないのか、貴省の見解を伺いたい。

一般公衆の利用に供する地方公共団体の所有になる港湾施設は事実行為としての管理委託は可能とされているが、指定管理者制度の権限代行の範囲外とされている。その理由は何か。

国がその整備を担う岸壁（公共埠頭）に私物（ガントリークレーン）を設置し、これをもって収益事業を民間事業者が為す場合、港湾法第46条に基づく岸壁の貸付行為は国土交通省大臣の認可事項となるが、法の運用は短期的な専用貸付（3年、あるいは公社方式の場合は最長10年）でなされている。もし対象がPFI事業の様な長期継続契約である場合、本体契約の期間と専用貸付期間の不一致が生じ契約が不安定となる。かかる場合、港湾法が定める規範の範囲内で期間を一致せしめることを基本とすべきと判断されるかどうか。あるいは実体に合わせて、港湾管理者にその判断を委ねるべきではないか。

国や地方公共団体が行う港湾の管理（行政）は、多岐にわたるが、港内における船舶交通の安全確保、港湾施設の維持管理、港湾内の公有水面管理、といった主として国土交通省の所管に係る事務事業（分野）に分類した場合、各分野における民間委託（特に包括委託）の現状と今後の可能性について示されたい。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

### 森林管理局保養所（宿泊施設等）【農林水産省】

これら施設の目的と利用者の想定は、どのように考えているか。

これら施設の維持管理にあたり、現在、どのような民間委託をされているか。また、今後民間委託等の範囲を広げていく予定はあるのか。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

これら施設単独の運営収支を示されたい。また、利用者から徴収する施設の利用料で、維持・運営に係る経費が賄えない場合、どのように損失を補っているのか。また、そのような場合に施設の閉館等を検討されているのか、さらに、閉館した場合に何か弊害が想定されれば、示されたい。

施設の数の推移と施設別の利用率および運営収支、施設別の運営収支が計算されていない場合はその理由または管理局別の運営収支を示されたい。

#### 国立女性教育会館（宿泊施設等）【文部科学省】

国立女性教育会館の維持管理に当たり、現在、どのような民間委託等が図られているのか。また、今後、現在行われている民間委託等を拡大していく予定はあるのか。

独立行政法人の運営する研修宿泊施設については、国が所有するのではなく、民間から賃借することを原則とするべきではないか。

各施設の最近1年間の平均稼動状況を示されたい、独立行政法人における収支の内訳を示されたい（本館の行う事業を主催事業、受け入れ事業、情報提供に区分してそれぞれについて収支を明らかにされたい）そのような収支を前提にして民間の方が収支両面で有利な立場に立つことも予想される。このような場合には民間委託等を行う考えはあるのか。

8月3日の中間とりまとめの際の貴省からの意見として「会館を廃止・民営化した場合、国として推進する男女共同参画社会の形成に不可欠な女性教育のナショナルセンター機能が損なわれることとなる。」とあるが、民間譲渡ではなく民間委託の場合には、委託契約により「国策の実施の保証」は得られるのではないか。

本館が主催している研修事業および交流事業の概要（研修事業及び交流事業の事業名、対象者、予定定員及び参加実績。）を示されたい。特にこれら事業と同種または類似する研修事業を民間の女性教育団体が文科省の国庫補助を受けて実施していることはないか。もしあるのであれば両者の関係はいかなるものと理解すべきか。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

#### 船員保険保養所（宿泊施設等）【厚生労働省】

これら施設の目的と利用者の想定は、どのように考えているか。

これら施設の維持管理にあたり、現在、どのような民間委託をされているか。また、今後民間委託等の範囲を広げていく予定はあるのか。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

これら施設単独の運営収支を示されたい。また、利用者から徴収する施設の利用料で、維持・運営に係る経費が賸えない場合、どのように損失を補っているのか。また、そのような場合に施設の閉館等を検討されているのか、さらに、閉館した場合に何か弊害が想定されれば、示されたい。

委託先は、船員保険会がいわば独占的に受託しているように見えるが、委託先の選定方

法は、随意契約によっているのか、また選定の基準はあるのか。委託先の選定にあたり、ホテル事業者など民間との競争によることを検討したことはないか。もしそのような検討がなされなかったならばその理由を示されたい。

#### 政府管掌健康保険保養所（宿泊施設等）【厚生労働省】

これら施設の目的と利用者の想定は、どのように考えているか。

これら施設の維持管理にあたり、現在、どのような民間委託をされているか。また、今後民間委託等の範囲を広げていく予定はあるのか。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

これら施設単独の運営収支を示されたい。また、利用者から徴収する施設の利用料で、維持・運営に係る経費が賄えない場合、どのように損失を補っているのか。また、そのような場合に施設の閉館等を検討されているのか、さらに、閉館した場合に何か弊害が想定されれば、示されたい。

#### 厚生年金基金センター（宿泊施設等）【厚生労働省】

この施設の目的と利用者の想定は、どのように考えているか。

この施設の維持管理にあたり、現在、どのような民間委託をされているか。また、今後民間委託等の範囲を広げていく予定はあるのか。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

東京センター（セブンシティ）は、本年9月末で閉鎖すると聞くが、閉鎖に至る経緯、理由及び廃止後の施設の処分方法等の予定はどうなっているのか。

京都センター（らんざん）については、廃止、売却等の予定はあるのか。

京都センターの単独の運営収支を示されたい。また、利用者から徴収する施設の利用料で、維持・運営経費は、賄えているのか。また、賄えていない場合、どこから出ているのか。さらに、その一部について、年金・保険財源により、補填されているということがあるのか。

厚生年金基金センター以外の貴省所管の厚生年金施設各々について、廃止・売却等の方針、スケジュールについて、伺いたい。

なお貴省所管の国民年金施設の廃止、売却等の方針、スケジュールについても合わせてご教示いただきたい。